

第4期（平成26～27年度）第1回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成26年6月27日（金） 午前10時から

場 所 日進市役所本庁舎4階第3会議室

出 席 者 昇秀樹（会長）、伊藤三郎（副会長）、杉山知子（委員）、鈴木啓（委員）、
林かぐみ（委員）、高平和彦（委員）、鈴木知代子（委員）、出原伸平（委員）、
上田信子（委員）

事 務 局 企画部：小林正信（企画部長）、山中和彦（企画部次長兼企画政策課長）、
柏木晶（企画政策課長補佐兼企画経営係長）
市民生活部：服部ゆかり（市民協働課長）、杉田武史（市民協働課課長補佐）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 なし

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 会長・副会長選出
- 6 会長・副会長あいさつ
- 7 議題
 - (1) 日進市自治基本条例について
 - (2) 日進市自治推進委員会について
 - (3) 「自治基本条例を暮らしに活かす」（講話）
 - (4) 市民参加の手續の実施予定及び実施状況について
- 8 今後の予定
- 9 閉会

配 付 資 料 資料1：日進市自治基本条例について
資料2：第4期日進市自治推進委員会について
資料3：日進市自治基本条例の検証について（答申）
資料4：市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について
（答申）
資料5：日進市自治基本条例検証結果に対する今後の対応について
資料6：コミュニティの類型について
資料7：平成26年度スケジュールについて（予定）
市民協働課資料：平成25年度市民参加手續の実施状況及び平成26年度市民参
加手續の実施予定

発 言 者	内 容
事 務 局	(開会)
市 長	(委嘱書交付)
市 長	(あいさつ)

発 言 者	内 容
委 員	(自己紹介)
事 務 局	(自己紹介)
事 務 局	それでは、会長・副会長を選任していただきます。条例により、委員の互選により定めることとなっております。よろしくお願いします。
委 員	第3期に引き続き、会長と副会長には昇委員と伊藤委員が適任かと思います。
事 務 局	ただ今ご推薦をいただきましたがご異議ありませんか。
委 員	異議なし
事 務 局	それでは、第4期自治推進委員会会長を昇委員をお願いいたします。また、副会長も引き続き伊藤委員をお願いしたいと思います。
事 務 局	それでは、会長及び副会長からごあいさつをお願いします。
会 長	(あいさつ)
副 会 長	(あいさつ)
事 務 局	それではここからの進行を会長をお願いします。
会 長	議題(1)日進市自治基本条例について、(2)日進市自治推進委員会について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(企画政策課から資料に沿って説明)
事 務 局	今の事務局の説明に関して質問等がありますか。
委 員	資料5「日進市自治基本条例検証結果に対する今後の対応について」の「市民への自治基本条例の基本理念の浸透に対する今後の対応について」の説明で、「市政20周年記念の事業において、自治基本条例、市民参加及び市民自治活動条例等の講演会等の開催を予定しています。」とありますが、どのような形で開催されるのでしょうか。
事 務 局	12月6日開催される市制20周年記念事業「市民活動祭」において、昇先生に自治基本条例についての講演をいただこうかと企画しております。
委 員	分かりました。
会 長	他いかがでしょうか。
委 員	資料4「市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について(答申)」の中で、前期の委員会で市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法がありますが、これは現在どのような状況にあるのでしょうか。
事 務 局	評価方法につきましては、昨年度答申をいただきました。この市民参加及び市民自治活動条例が施行されたのが平成24年10月です。まだ条例ができたばかりだということもあり、協議していただいた結果、数年後、2~3年後くらいを目途に、今回答申にあったような内容で検討が出来るといいのではないかと。今は、まだ条例が施行されたばかりなので、まずは、それに基づいた形で、ちゃんとやっているかどうか、まずはそこに重きをおいて、今後は、その中身と質の方に重きをおきながら評価できるよう検討していくことになっています。次回以降、事務局の案をもとに、自治推進委員会において検討していただく形になると思いますので、よろしくお願いします。

発 言 者	内 容
会 長	宿題が出ていますので、2～3年と言わずなるべく早くお願いします。結果的にそうなるかもしれませんが、決めつけずに極力早めに対応してください。
委 員	資料2「第4期日進市自治推進委員会について」「3調査審議事項」で、下記3点の課題について検討するとあります。先程、聞き忘れたかもしれませんが、全国の自治体で、こういった基本条例を定めている状況とその項目を突号していった結果、危機管理が主なものということだと思いますが、その他にはどのような項目がありましたか。
事 務 局	資料3「日進市自治基本条例の検証について（答申）」をご覧ください。こちらが当時の答申になっておりまして、その際に使った資料が添付されています。日進市自治基本条例と他市条例の比較表という資料があるかと思います。近年自治基本条例を策定した市町と本市の条例を比較し、他市の条例にあつて本市の条例にない項目の内、一番多かったのが危機管理という項目でした。その他には、安全安心や説明責任、苦情対応等がありました。
委 員	危機管理というと防災計画があると思いますが、日進市は既に防災計画が策定されているのではないのでしょうか。
事 務 局	東日本大震災を受けて、市の憲法である自治基本条例に危機管理条項を加える自治体が多かったということです。市の防災計画については、この議論をしている時点では作成途中でした。県の防災計画を受けて見直しをすることとなっていました。県の計画が遅れていたためだったと思います。再度、日進市の防災計画が出来上がった時点で、条項の追加については議論することとなっています。
委 員	自治基本条例第11条の第2項のところですが、市民の役割と責務というところですが、執行機関を注視し、市民の信託に的確に答えているかどうかを見守るとあります。これは、自治基本条例上、市民は見守るレベルなのですか。ここを見るとちょっと弱いような気がします。
事 務 局	このようなご指摘があつたということについては、新しい体制の中で議論頂いて、必要があれば条例改正を検討していきたいと思つています。
会 長	市民の役割とか、権利のところ、もう少し強めに書いている部分があるのかどうか、チェックしておいてください。
事 務 局	はい。
会 長	これだけだったら、委員からの指摘があつたように私も弱いかなと思つています。
委 員	当時の最初の案は、もっと強い言葉でしたが、議論を重ねていく中で、このような表現に修正した経緯があります。見守るとありますが、もうちょっと強めのものも含めてというのが当時の考えだったかと思つています。
事 務 局	市民の責務を軽くした方が良いという当時の検討委員会の意見があり、このような表現に修正されたかと思つています。
会 長	役割と責務はいいとして、セットで市民の権利みたいところで、もう少し強めに規定されているものがあればバランスがいいと思つています。これだけでは全体のバランスとしてはどうかという感じがします。

発 言 者	内 容
委 員	当時は、少なくない部分を多数決で決めたという経緯があるので、多少バランスがくずれているかも知れません。
会 長	最初から百点満点のものはなかなか作りにくいので、気がついた段階で修正した方が良ければ、修正すれば良いと思います。絶対何があっても守らなければならないという類のものではないと思います。これは今後の検討項目に加えて置いてください。
会 長	それでは議題（3）「自治基本条例を暮らしに活かす」ということで、事務局から今回はじめて委員になった方に説明を依頼されましたので、私からお話をしていきたいと思います。その前に、自治基本条例と7つの委任条例という説明がありましたが、7つの委任条例には未来をつくる子ども条例は含まれていますか。
事 務 局	含まれていません。
会 長	自治基本条例第15条第1項から5項まであり、第2項で子どもは市政に参加することができという規定があります。第5項に別に条例で定めるとありますが、この条例を子ども条例と読んでもおかしくないのではないかと思います。それによって、本委員会の審議対象に子ども条例も含めるかどうか変わってきますので、検討をしてください。
会 長	（「自治基本条例を暮らしに活かす」（講話））
会 長	議題（4）市民参加の手續の実施予定及び実施状況について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	（市民協働課より資料に沿って説明）
委 員	パブリックコメントの件数をみて、市に対する関心の低さを知りました。正直意外でした。これでどのように評価しているのでしょうか。余りにも低いので、今後、少し改善されたらどうかと思います。パブリックコメントについては見ることができますか。
事 務 局	それぞれの意見等につきましては、別にパブリックコメント専用のページがありますので、そちらに掲載しています。この資料についてもホームページに掲載しますが、これは市民参加の手法について総括しているものであり、個別の事案については担当課において対応しています。
会 長	市民参加手續の手法の件数について、最後に小計を入れていただくと分かりやすいと思います。生涯学習課は、多種多様な市民参加の仕事がありますが、最低限で済ませておこうというところが透けて見えます。例えば、ワークショップについて実施しようと思ったら、どの部署もできるのでしょうか。必ずしもそうでないのであれば、ワークショップのやり方についての研修会等を開催して、どの課でもできるようにしてはどうでしょうか。他の市民参加の手法は、研修を受けなくてもできそうですが、ワークショップは、ちょっとテクニックが必要です。
事 務 局	本市ではNPO法人へ委託する事例が多いと思います。
会 長	委託もいいと思いますが、委託せず自前でできた方が、よりいいと思います。NPOやコンサルタントに委託する場合もあり、やろうと思えば直営でも可能な体

発 言 者	内 容
	<p>制にした方がいいと思います。また検討してみてください。</p> <p>事業については、二つ以上の市民参加の取組を取らなければならないと、条例により権力者である市に命じている訳です。そのようなことから、市役所は止むを得ず二つ以上の市民参加の取組を実施しています。最低限の二つで押さえているところと、そんなこと構わず三つ、四つ実施しているところといろいろある訳です。それがまさに憲法であり、主権者である市民が権力者に対して条件をつける。まさにこれがそういうことなのです。これは自治基本条例本体ではありませんが、自治基本条例の附属法典としての市民参加及び市民自治活動条例によって、権力者となる市役所に対して条件を付けている訳です。重要な意思決定をする時は、最低、2つ以上の市民参加の取組をとらないといけないと命令しており、市役所の各課は今まで市民参加を取り入れていなかったとしても、2つ以上は行う義務ができました。平成24年10月に施行され、まだ始まったばかりです。まだ3年目の途中なので、3年実施してみて、良かったことや課題等について整理し、見直しや検討をしていけたらよいかと思います。</p>
会 長	<p>本日は第1回ですので、実質のところは第2回以降になるかと思います。ありがとうございました。</p>
事 務 局	<p>以上で第1回自治推進委員会を閉会します。</p>
	<p>(閉会)</p>